

## 雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。
4. 豪雪地域における積雪期の地震対策の調査・研究について、総合的・専門的な観点から、国において適切な対策を講じること。